

DREAM WONDERLAND KIDS 規約

第1条（名称）

本会の名称を DREAM WONDERLAND KIDS と称します。（以下「本クラブ」という）

第2条（運営・管理）

本クラブの運営・管理（メンバー入会・退会の管理、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は株式会社 ATORIE が行います。

第3条（目的）

チアダンスの楽しさを知り、心身ともに成長していくことを目的とします。それらの活動で DREAM WONDERLAND と共に世界中の人々を明るくします。

第4条（入会資格）

- 1 本クラブに入会できる方は、趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。（以下「メンバー」という）
- 2 入会后本クラブのメンバーとして、誇りと自覚を持ち一生懸命活動することを約束できる方とします。
- 3 各年度 3 月末まで継続して活動する意思がある方とします。
- 4 メンバーは年中から高校 3 年生を対象とします。

第5条（入会手続）

- 1 入会は本クラブが定める時期のみとし、入会希望者は定められた期日中に入会届と入会金を提出し、本クラブの承認を得た上、正式加入となります。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。この入会届には、スポーツ保険加入や衣装管理のための情報を含みます。
- 2 入会申込みにあたり親権者の承諾を得なければならないものとし、入会申込みをした時点で、親権者の承諾を得たものとします。親権者は、入会申込みの時点で、この会員規約の内容を承諾しているものとします。
- 3 本クラブの活動の中で、メンバーの補充が必要と判断した場合や、特別な申し入れなどがあった場合代表の許可により入会を認めることがあります。

第6条（入会金）

メンバーは、入会金 5,000 円を、所定の方法で本クラブに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入金後はいかなる理由があっても返金は致しかねます。

第7条（資格停止及び除名）

本クラブは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- 1 本クラブの定める会費・諸費用につき、3 ヶ月以上滞納したとき。
（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
- 2 本クラブの備品や、使用施設を故意に毀損したとき。

- 3 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- 4 本クラブの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- 5 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- 6 メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- 7 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- 8 本クラブの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 9 その他本クラブが、社会通念に照らし、本クラブメンバーとしてふさわしくないと認めたとき。

第8条（メンバー資格の喪失）

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。メンバーが資格を喪失した場合には、本クラブから貸与されている物品がある場合には速やかに返還してください。

第9条（メンバーの義務）

- 1 誰に対しても、明るく元気な挨拶・返事をする事。
- 2 練習開始時刻や集合時刻など、時間は守ること。
- 3 衣装など貸与品の取り扱いに注意すること。
- 4 練習には、誠実に取り組みダンススキルの向上の為努力をすること。
- 5 フォーメーションや出演構成の決定については、講師を信頼し自分のポジションを全うすること。
- 6 他メンバーや講師、チームに敬意を払うこと。

第10条（会費等の支払）

メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。月会費 10,000 円・年会費 10,000 円とします。また、大会等の出場により、別途集金する場合があります。月会費は、メンバーが本クラブのメンバー資格を有する限り、現実に本クラブの活動をしない場合も支払い義務が発生します。

第11条（施設）

- 1 メンバーは、本クラブの活動においての施設利用料は別途支払う必要はありません。
- 2 メンバーは、スタジオを常に清潔に保つよう努めること。鏡を触るのは禁止。
- 3 今後、定期利用施設の変更の可能性があります。予めご了承ください。

第12条（休 会）

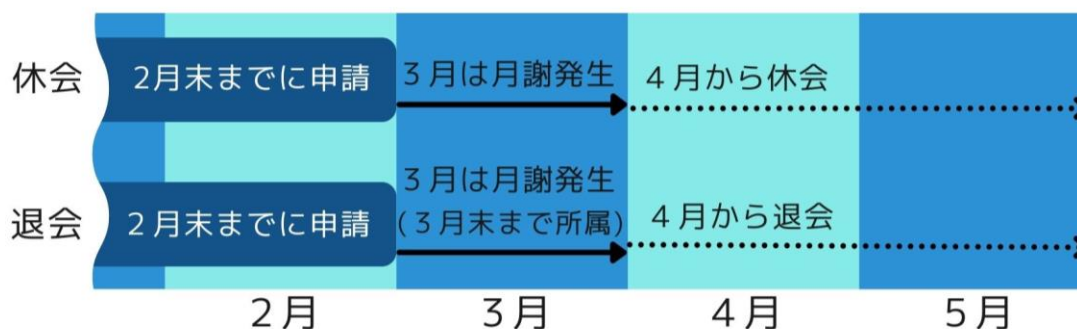
- 1 メンバーは、休会開始月の2か月前の月末（例えば4月から休会する場合、2月末）までに本クラブに所定の休会届と休会中の月会費を提出することにより、休会することができます。本クラブの事務手続き上、期日を過ぎた場合は翌月扱いになります。休会中の月会費は1,000円とします。ただし、イベント出演が予定されている場合などは認められません。
- 2 一回の届出による休会期間は1ヶ月から3ヶ月間までとし、休会費は本クラブの定める金額とします。休会期間の延長を希望する場合は、休会最終月の10日までに再度休会届を提出することにより延長が可能です。（最長、1回につき連続1年間まで）

第13条（退 会）

メンバーは、退会月の2か月前の月末（例えば4月から退会する場合、2月末）までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、退会することができます。その際、退会日までに、貸与されている衣装等の返却を済ませること。電話等口頭での退会は受け付けません。期日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、翌月扱いになります。なお、本クラブが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

休会と退会例

例) 4月から休会や退会をする場合



第14条（メンバーの利用及び事故）

- 1 メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して活動すること。
- 2 本クラブは、メンバーが本クラブの活動中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。
- 3 メンバーは、本クラブにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。
- 4 メンバーはケガや病気などの心配がある場合、事前に本クラブに申し、万が一の対応を相談すること。その場合の配慮は可能な限り行います。

第15条（責任事項）

- 1 本クラブでの活動情報など、非公開にする必要のあるものは秘密厳守とします。
- 2 イベントで撮影された動画や写真などをインターネット上や、SNS に掲載する場合、本クラブのメンバー以外の方が判別できるものは掲載しません。
- 3 許可のないイベントの情報や写真・動画などをインターネット上や、SNSなどで拡散することは禁止とします。

第16条（個人情報の取り扱い）

本クラブでは個人情報について、以下のとおり適正かつ安全に管理・運用することに努めます。

- 1 本クラブでは、収集した個人情報について、スポーツ保険加入、衣装管理、会費集金、香盤表作成等のために使用します。
- 2 本クラブは、以下の場合を除いて、個人データを第三者へ提供することはありません。
 - ① 保護者などから同意を得ている場合
 - ② 法令に基づく場合
 - ③ 人の生命・身体・財産を保護するために必要で、本人から同意を得ることが難しい場合
 - ④ 国の機関や地方公共団体、その委託者などによる法令事務の遂行にあたって協力する必要がある、かつ本人の同意を得ることで事務遂行に影響が生じる可能性がある場合

第17条（変更事項）

メンバーは、住所または連絡先等入会届記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第18条（諸費用の改定）

本クラブは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本クラブは改定日の3ヶ月以上前までに告知するものとします。

第19条（改定）

本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月以上前までにその内容を告知するものとします。

第20条（その他）

- 1 万が一、やむを得ない諸事情により退会を希望される場合は、必ずご相談下さい。
- 2 講師の都合や施設の行事などの諸事情により、定期レッスンが実施出来なかった場合は、代講又は後日改めて調整を行い、レッスンの振替を行います。
- 3 何らかの理由で遅刻・欠席する場合は、必ず連絡を入れてください。欠席の場合も、レッスン料金の返金はありません。また、翌月への繰越し及び他クラスへの振替もできません。
- 4 メンバーのレッスンに対する集中力を高める為に、保護者の方がレッスンを見学または撮影する事はご遠慮頂いております。ご見学可能な日はこちらから改めてご連絡致します。ご協力の程、よろしくお願い致します。
- 5 レッスン前後の講師との話は次のレッスンへの影響を考えできません。
- 6 レッスン風景やイベント時の写真や動画を公式HP、SNSにアップする可能性があることをご了承ください。万が一、掲載不可の場合は個別にお知らせください。

第21条（免責）

- 1 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令など、本クラブに起因しない不可抗力によりイベントや大会が中止・延期となった場合、また中止・延期の判断をした場合、本クラブは中止または延期により生じた損害の保証はしません。
- 2 不可抗力により自主公演やイベント、本クラブの活動が中止・延期となった場合、また中止・延期の判断をした場合、出演費や月会費の返金はしません。
- 3 天災地変、戦乱、暴動、伝染病の蔓延などメンバーの安全を保つことが不可能と本クラブが判断した場合は、予告なく本クラブの活動を中止できるものとします。その場合、出演費や月会費の返金はしません。

第22条（幸せシャッセ♪）

本クラブの活動において、達成感に溢れた時・嬉しさがこみ上げた時などメンバー全員で【幸せシャッセ】を唱えてその素晴らしき一日を締めくくるとします。

第23条（附則）

本規約は2019年5月1日より施行します。

2023年5月1日 改正

2025 年 5 月 1 日 改正